



よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

平成15年度 業務実績報告書

平成16年6月

独立行政法人
国際協力機構

I. JICA 改革に向けた取り組み

機構は、平成15年10月の設立以降その業務、組織、人事制度等の見直しに取り組み、平成16年3月には「JICA改革プラン」(JICAの新たな方向性)を発表し、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」という3つの視点からJICAの改革を推進する方向性を提示した。これは機構が中期目標・中期計画及び国の開発援助政策を踏まえながら、今後、政府開発援助を担う援助実施機関としてより質の高い事業を効果的・効率的に実施していくために進むべき方向を、内外に対して明らかにしたものである。この改革の具現化のために、在外事務所の体制強化、本部組織の再編、人事制度改革などを計画、準備し、平成16年度から着実に実施に移している。

1 独立行政法人化

機構は、「独立行政法人国際協力機構法」(平成14年法律第136号)の成立に基づき、平成15年10月に独立行政法人国際協力機構として新たなスタートを切った。機構法第3条は、機構の目的を、「開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資すること」と規定している。

国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構への移行における事業・組織運営の主な変更点は次のとおりである。

- (1) 平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、開発投融資事業は廃止すること(平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う)、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、ならびに移住投融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- (2) 平和構築への取り組みを明確化するために、目的規定に「復興」を追加した。
- (3) 青年海外協力隊事業、シニア海外ボランティア事業及び草の根技術協力等をまとめて「国民等の協力活動」と規定し、この促進、助長のための業務を位置づけた。
- (4) 法人の業務は、独立行政法人通則法の定めに従い、中期目標、中期計画、年度計画等の仕組みを用いながら、法人の自律的な運営が行われる一方、その業務実績に対しては主務省の独立行政法人評価委員会他による業績評価が実施される。

平成15年10月以降、機構では、主務大臣から指示された中期目標に対応した中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、当該年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、中期目標、中期計画の達成に向けた業務の効率化、質の向上に努めている。独立行政法人化以降、現在までに機構として方針を打ち出し、取り組みが開始されている法人運営上の主な改善点は次のとおりである。

独法化による法人運営上の主たる改善点

項目	内容
業務運営全般	独法JICAの新たな方向性を示す「改革プラン」を策定・公表（本年3月）
組織面	上記改革プランの一環として、意思決定の迅速化とニーズへの柔軟な対応を可能とする本部組織の大幅な改編を実施（本年4月）
人事面	年功的色彩の強かった給与制度を職務内容と勤務成績をより適切に反映した給与制度に変更するなど、人件費を長期的に抑制しながら、職員の活力を向上させる人事制度改革を実施（本年7月から適用）
事業／予算面	<p>事前から事後にいたる一貫した評価活動の強化を通じ、事業の費用対効果に関する組織的なチェック体制を強化</p> <p>中期目標に基づき、効率化に関する具体的な目標を設定し、組織的・計画的な取り組みを開始。</p> <p>（事業費）質を維持しつつ、主要な投入に係る単位コストを原則10%削減</p> <p>（管理費）本部の人件費・物件費などについて10%削減</p> <p>政府との明確な役割分担を通じた責任ある事業の実施</p> <p>（例）技術協力専門家の人選 政府の推薦に基づく人選 法人の責任の下でより競争的な制度に基づく人選</p>

2 「JICA改革プラン」(JICAの新たな方向性)

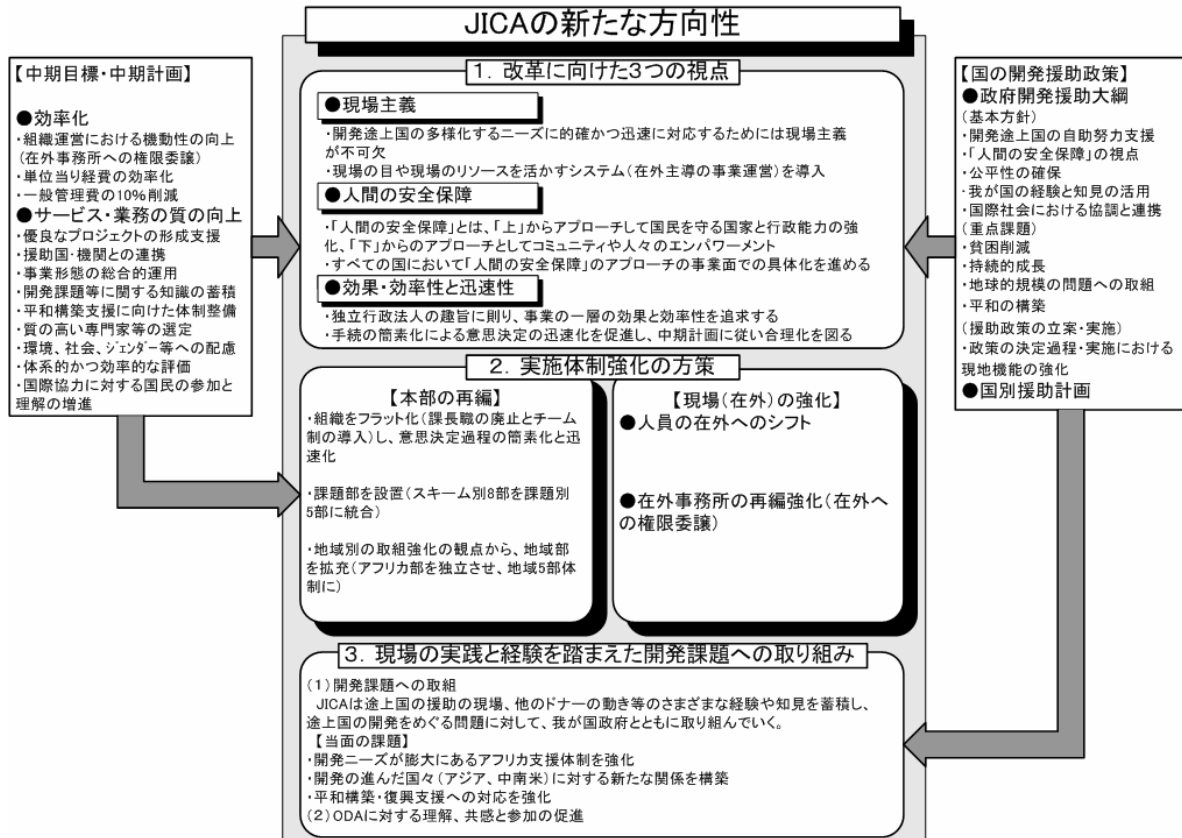
平成16年3月には、「JICA改革プラン」(JICAの新たな方向性)を発表し、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」という3つの視点からJICAの改革を推進する方向性を提示した。(表1参照)

【表1】 JICAの新たな方向性

<p><JICAの新たな方向性></p>
<p>1. 改革に向けた3つの視点</p> <p style="margin-left: 20px;">現場主義</p> <p style="margin-left: 20px;">人間の安全保障</p> <p style="margin-left: 20px;">効果・効率性と迅速性</p>
<p>2. 実施体制強化の方策</p> <p style="margin-left: 20px;">現場（在外）の強化</p> <p style="margin-left: 20px;">本部の再編</p>
<p>3. 現場の実践と経験を踏まえた開発課題への取り組み</p> <p style="margin-left: 20px;">開発課題への取り組み</p> <p style="margin-left: 20px;">ODAに対する理解、共感と参加の促進</p>

この改革方針は、独立行政法人として達成すべき中期目標・中期計画を前提として、また、政府開発援助を担う援助実施機関として国の開発援助政策を踏まえながら、今後、機構がより質の高い援助を効果的・効率的に実施していくために進むべき方向性を明らかにしたものである。(図1参照)

[図 1] 「 JICA の新たな方向性 」 の概要



「 J I C A の新しい方向性 」 の 3 つ の 視 点 は、その改革の具現化のために実施体制の強化等の方策に整理されており、「現場(在外)の強化」のために、「人員の在外へのシフト」と「在外事務所の再編及び権限委譲」を、また、「本部の再編」として、「組織のフラット化」、「課題部の設置」、「地域部の再編・拡充」を行う一方、独立行政法人として不可欠な「組織、業務運営の効率化・迅速化」のための取り組みを強化し、これらの施策の相乗効果として、質の高い、効果的・効率的な業務実施の達成を目指している。

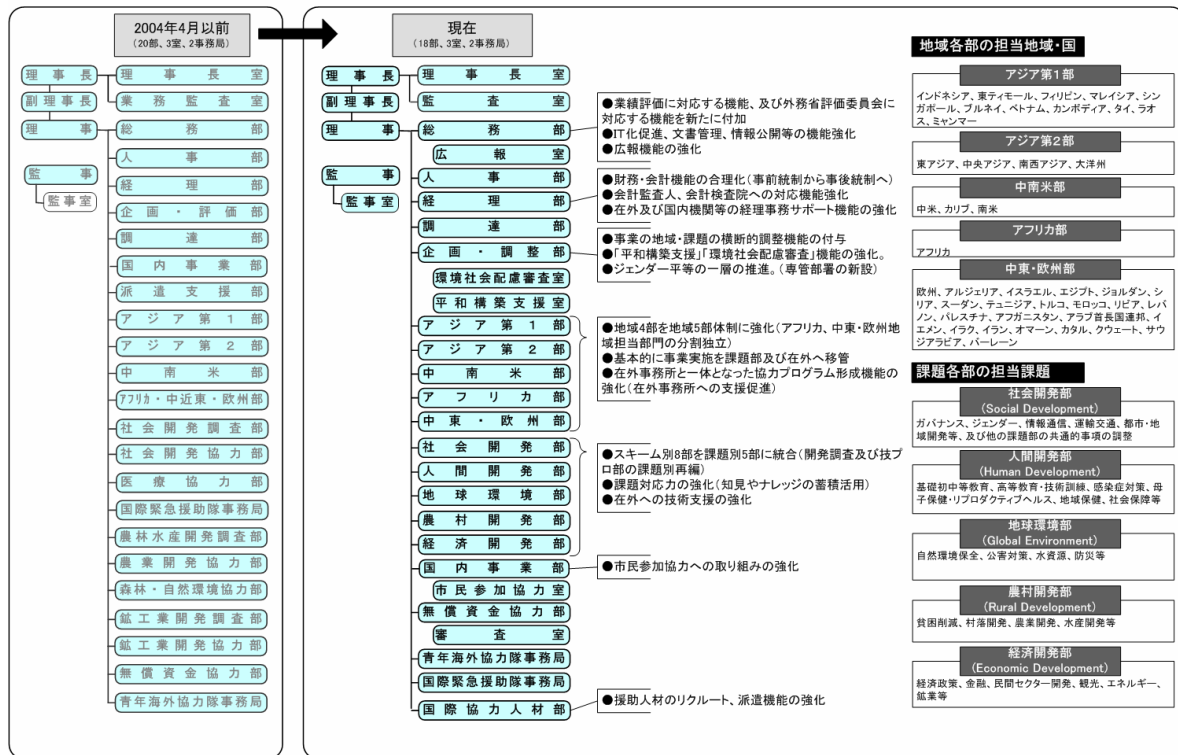
平成15年度には、それぞれの改革に向けた取り組み、準備を開始し、一部は実際の改革が実施された。

JICA 改革 本部組織の再編

組織運営の効率性を高め、国別・課題別の事業の質の向上を図るため、本部組織の再編を準備し、平成16年4月に実施した。この主なポイントは、1) 課長職を廃止しチーム制を導入する組織のフラット化、2) 事業スキーム別の8事業部を課題別の5事業部に統合、3) 地域部の取組強化のためのアフリカ部の独立、等である。(図2参照)

[図 2] JICA 改革 本部組織改編 (平成 16 年 4 月実施)

JICAの組織改革の概観(本部:部レベル)



JICA 改革 現場 (在外) の強化

途上国の真のニーズに的確かつ迅速に対応できるように、援助現場の前線となる在外事務所の体制を強化し、従来本部が担ってきた業務と権限を移譲することで、在外主導の事業運営を可能とする「現場(在外)の強化」の方針を打ち出した。本施策は平成16年度から人員の異動を本格化する予定であり、平成15年度はその計画及び準備に努めた。(表2参照)

[表 2] JICA 改革 現場（在外）の強化

現場（在外）の強化

1. 現場強化の狙い
 - 開発途上国のニーズに的確かつ迅速に対応できる協力プログラムの形成支援機能を強化すること
 - 迅速かつ効果的な事業の実施を目指した実施運営機能を強化すること
2. 援助現場における体制の強化
 - 国内から海外への事務所へ大幅に人員を移し、権限も移譲する。
 - 2006年度末までに海外の事務所の人員を約200人増やし、国内と海外の人員比率を同規模にする。
 - 手始めとして、2004年度中には海外の事務所の人員を約130人増強する。
 - 世界各地の事業現場と事務所活動を強化するため、新たに「地域支援事務所」を6ヶ所に設置し、各地域共通の課題に効果的に取り組む。
 - 本部組織再編により、意思決定過程の簡素化と迅速化を図り、国内から援助現場への支援の効率性を高める。
 - JICAは政府開発援助を実施する機関として政府と密接な連携をとりながら、援助現場から得る経験や知見を活かして、政策立案にも提言していくことを目指す。

JICA 改革 人間の安全保障

改革の視点として「人間の安全保障」を打ち出した。援助事業の最終的な目的は途上国の人々の暮らしを安全で豊かなものにし、一人一人が持つ可能性を發揮できるようにすることであり、独立行政法人化に伴い取り組みを明確にした「復興支援」を含め、機構の事業を進めていく上でこれまで以上に協力の成果が「人々」に裨益するように「人間の安全保障」の視点を重視して事業に取り組むための体制整備等に努めた。（表3参照）

[表 3] JICA 改革 「人間の安全保障」の考え方

人間の安全保障	
1.	人間の安全保障とは
●	近年、市場経済を基礎とするグローバリゼーションと国際社会の相互依存性がこれまでになく高まり、テロや環境破壊、HIV/AIDSなどの国を超えた脅威と内戦や犯罪などの国内の脅威による人権、人道上の危機が増大。これらの脅威に対応していくには、国単位での対応や国家の安全保障という枠組みだけでは不十分ではないかという問題意識がある。
●	人間の安全保障とは、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために一人一人の視点を重視する取組を強化しようとする考え。
2.	人間の安全保障の視点に基づいたJICAの事業
●	人間の安全保障の視点に基づいて、JICAは、これまで以上に協力の成果が「人々」に裨益するような援助プログラムの形成と実施を目指す。
●	具体的には開発プログラムを描くにあたって、「政府」レベルに対する事業と「地域社会・人々」レベルへの事業の結びつけを図るとともに、従来、教育、保健、農業など専門分野毎に個別に行われがちであった事業の連携を図り、人々の抱える問題に総合的に取り組む。
●	また、「点」の成功を「面」に展開していくため、他のドナーや途上国の行政、地域共同体などとも幅広く連携し、より大きな開発目標への貢献を目指す。コミュニティー・レベルでの活動、日本および現地のNGOそして地方自治体などとの連携も重要。

JICA 改革 効果・効率性と迅速性

「JICAの新たな方向性」においては、改革に向けた3つの柱の1つとして「効果・効率性と迅速性」を掲げ、独立行政法人に求められる業務の機動性向上及び効率化に積極的に取り組むことを明確にした。特に、機構の中期計画で掲げた業務運営の効率化の目標に向かって、平成15年度は、達成のための方策を策定しその取り組みを開始した。目標項目の一部ではすでに効率化の成果が現れているものもあり、中期計画期間中に確実に目標を達成するよう、今後、その取り組みをさらに強化していくこととしている。(表4参照)

JICA 改革 人事制度改革

独立行政法人化を機に機構は人事制度の改革に着手した。これは、職員のインセンティブを高めるため、年功的な給与制度を職務内容と勤務成績をより適正に反映した制度へ変更するとともに、意思決定を迅速化するための組織のフラット化や適材適所の適正な人事配置を実現しようとするものであり、平成15年度は制度の改革の設計と導入準備に鋭意取り組み、平成16年度7月から本格導入する体制を整えることができた。(表5参照)

[表 4] JICA 改革 業務運営の効率化のための取り組み

業務運営効率化に向けた取り組み状況

中期計画上の目標	具体的な取り組み状況
業務経費： 主要な投入の単位当たり経費を平均 10%削減	以下参照
長期専門家の 10%削減	短期専門家派遣による代替の推進
研修員滞在経費（1人当たり）の 5%削減	研修員受け入れ時期の平準化によるセンター泊の促進 カリキュラムの効果・効率的実施による受入日数の削減
専門家携行機材費（専門家1人当たり） 機材調達経費（案件1件当たり）の 10%削減 供与機材（案件1件当たり）	携行機材の合理化策の検討 現地調達の推進のための制度・体制整備
機構が直接派遣する調査団経費（1件当たり）の 10%削減	経費削減にかかるアクションプランの策定（IT活用、現地からの参団の推進等） 現地事務所への権限委譲・体制強化による、本邦調査団の現地代替の推進
コンサルタント調達経費（1件当たり）の 10%削減	定型的な事業の契約相手先選定における価格競争の拡大方法の検討 現地コンサルタントの活用拡大等、人件費の削減方法の検討
： その他経費の節減（印刷製本費等）	各種印刷物の印刷部数の削減等の検討 業務委託契約単価の削減 専門家手当の見直し等
一般管理費：本部の管理経費の 10%削減	人事制度改革の実施に伴う人件費単価の抑制 事務所賃借料の削減 公用車の削減 ウィンドウズ化によるパソコンのリース料の削減 電子メールの活用促進による国際電話代の削減

[表 5] JICA 改革 人事制度改革

人事制度改革

- 組織のフラット化により、意思決定を迅速化。また、管理スパンの適正化を行い、責任権限を明確化することにより、管理職機能を強化。
 - 年功的な給与制度を見直し、職務内容と勤務成績をより適正に反映した制度を実現。また、制度の適正な運営を図るため、評価制度を整備。
 - 具体的には、
 - 昇給について、人事評価の結果に応じ昇給額を細かく増減できるように見直し。
 - 特別手当について、職務・役割の遂行度の評価を反映することができるように見直し。
 - 退職金について、退職月俸給額及び勤務年数により決定される方式から、毎年の貢献に応じ額を積み上げる方式の制度を導入。また、早期退職制度を充実。
 - 資格制度について、能力役割に応じた制度を導入し、当該制度にあわせた評価体系を整備。これにより、評価の制度を高め、より納得性の高い制度に改善。
- 長期的・戦略的視点に立脚した、人件費の削減、職員のインセンティブの向上を図る。

本報告書では、第 部 に、中期計画及び平成 15 年度計画の項目に沿って報告内容を取りまとめ
ており、その全体像は次頁の参考資料のとおりである。機構としては、上記の JICA 改革の視点
をもって、これら中期目標、中期計画の達成を実現していく方針である。

(参考)中期計画の項目に沿って整理した業務実績報告34項目の一覧

中期計画との対応			小項目の記載内容 (<>内は、大項目、中項目のタイトル)
大項目	中項目	小項目の通番	
1			<業務運営の効率化>
	(1)		<組織運営の機動性の向上>
		1	現場(在外)強化と機動的組織運営
	(2)		<業務運営全体の効率化>
		2	事務手続きの迅速化、合理化
		3	事業の主要な投入の単位当り経費の効率化
		4	本部管理経費の効率化
	(3)		<施設、設備の効率的利用>
		5	施設、設備の利用者数の増加
2			<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上>
	(1)		<総論>
		6	効果的な事業の実施
		7	外務大臣からの緊急の要請への対応
		8	情報公開、広報の充実及び知見の公開
		9	NGO等との連携推進
		10	環境及び社会への配慮
		11	男女共同参画
		12	客観的で体系的な事業評価
	(2)		<各事業毎の目標>
	(イ)		<技術協力>
		13	現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施
		14	案件の適切な投入要素の決定
		15	本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ
		16	専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価
	(ロ)		<無償資金協力の実施促進>
		17	無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上
	(ハ)		<国民等の協力活動>
		18	国民等の協力活動の充実
		19	ボランティアの人材確保及びサポート
		20	草の根技術協力事業に対する国民の参加支援
		21	開発教育支援
	(ニ)		<海外移住>
		22	海外移住者に対する支援
	(ホ)		<災害援助等協力事業>
		23	災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施
	(ハ)		<人材養成確保>
		24	人材養成確保の充実
	(ト)		<附帯業務>
		25	附帯業務(プロジェクト形成支援、調査研究)の実施状況
3			予算(人件費の見積を含む。)収支計画及び資金計画
			[(1) 予算(人件費の見積を含む。)、(2) 収支計画(3) 資金計画]
		26	予算、収支計画、資金計画
4			<短期借入金の限度額>
		27	短期借入金の限度額
5			<重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画>
		28	重要な財産の譲渡等の計画
6			<剰余金の使途>
		29	剰余金の使途
7			<その他主務省令で定める業務運営に関する事項>
	(1)		<施設・設備に関する計画>
		30	施設・設備に関する計画
	(2)		<人事に関する計画>
		31	人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画
		32	常勤職員数と人件費総額
	(3)		<その他中期目標を達成するために必要な事項>
	(イ)		[監査の充実]
		33	外部監査の実施等監査の充実
	(ロ)		[各年度の業績評価]
		34	各年度の業績評価と業務運営への反映

Ⅱ. 独立行政法人国際協力機構の概要

1. 業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

(2) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
 - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
 - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
 - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
 - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕

活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
 - ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
- 五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。
- 六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
 - 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。
- （独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

2. 事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13 階

Tel : (03) 5352-5311~5314 (受付台)、Fax : (03)5352-5032・5150 (総務部)

3. 資本金の額

88,508,041,131円 (平成16年3月31日現在)

4. 役員の様況

平成16年3月31日現在の役員の様況は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中 篤	H15.10.1	駐オーストラリア日本大使
3	理事	松井 靖夫	H15.10.1	駐コスタ・リカ日本大使
4	理事	鈴木 信毅	H15.10.1	(社)大日本農会副会長
5	理事	隅田 栄亮	H15.10.1	国際協力事業団人事部長
6	理事	吉永 國光	H15.10.1	欧州復興開発銀行理事
7	理事	松岡 和久	H15.10.1	国際協力事業団アジア第一部長
8	理事	伊沢 正	H15.10.1	経済産業省大臣官房審議官
9	監事	島田 尚武	H15.10.1	警察庁国際部長
10	監事	庵原 宏義	H15.10.1	駐エチオピア日本大使

5. 職員の様況

常勤職員数 : 1,329人 (平成15年10月1日現在)

1,323人 (平成16年3月31日現在)

6. 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法 (平成14年12月6日法律第136号)

7. 主務大臣

外務大臣

8. 沿革

- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送付と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び(財)海外農業開発財団の業務、並びに(財)海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団(JICA)が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、

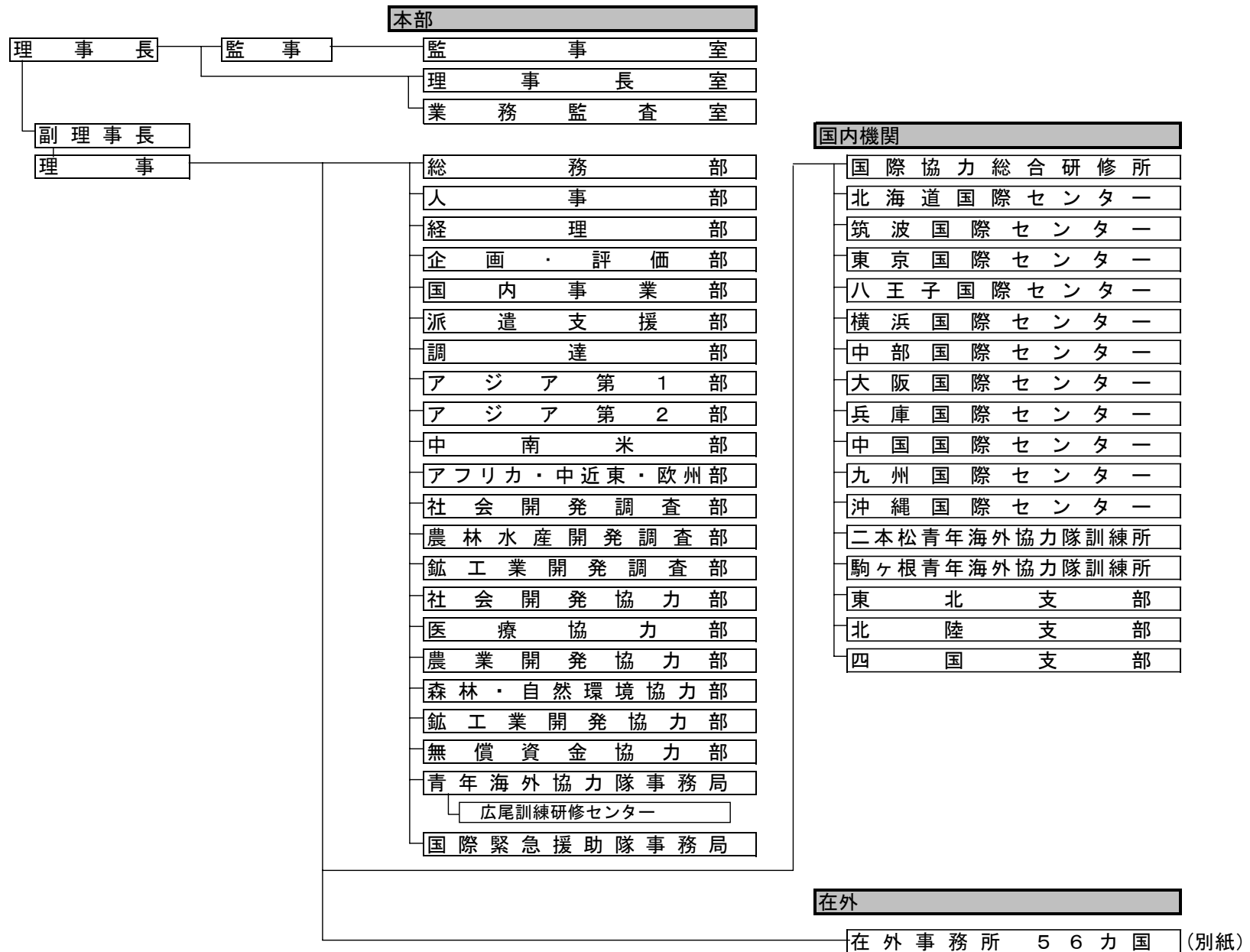
青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成および確保であった。

- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。
- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融資事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、ならびに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

9. 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図 (2003年10月)



独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制 (2003年10月)

事務所 (56カ国)

アジア地域

インド事務所
インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州地域

サモア事務所
パプアニューギニア事務所
フィジー事務所

北・中南米地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
コロンビア事務所
チリ事務所
ドミニカ共和国事務所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所
ザンビア事務所
ジンバブエ事務所
セネガル事務所
コートジボアール事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

英国事務所
オーストリア事務所
フランス事務所